

第3章 防災組織

第1節 音更町防災会議

町における防災行政を総合的に運営するため、基本法第16条の規定に基づき音更町防災会議を設置する。その組織構成及び運営等は、次のとおりとする。

1 防災会議の組織

防災会議は、音更町防災会議規則第2条第5項に定める者を委員として組織するものであり、本町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整等を行う。

2 防災会議の構成

防災会議の構成は、資料編1-1のとおりとする。

3 防災会議の運営

防災会議の運営は、音更町防災会議規則（資料編9-2）の定めるところによる。

4 防災会議の所掌事務

音更町附属機関設置条例（資料編9-2）の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 音更町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防計画を調査審議すること。
- (4) その他法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務。

※資料編1-1：音更町防災会議の構成

※資料編9-1：音更町防災会議規則

※資料編9-2：音更町附属機関設置条例

第2節 音更町災害対策本部

町長は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、必要があると認めるときは、基本法及び音更町災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に基づき、次により災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

※資料編9-3：音更町災害対策本部条例

1 災害対策本部の組織

災害対策本部組織は、資料編1-2のとおりとする。

※資料編1-2：音更町災害対策本部組織図

2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び通知

基本法第23条の2に規定する災害対策本部は、次の基準により町長が必要と認めたときに、これを設置し、又は廃止するものとする。

(1) 設置の基準

- ア 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- イ 具体的に大規模な災害の発生が予想されるとき。
- ウ 強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき。
- エ 震度5強以上の地震が発生したとき。
- オ 気象、地象及び水象についての情報又は特別警報・警報を受け非常配備の必要があるとき。

(2) 廃止の時期

- ア 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

(3) 設置及び廃止の通知

役場庁舎内、関係指定地方行政機関、道、関係指定公共機関、管轄警察署、消防機関、隣接市町及び町民に対して電話、広報車その他の方法で周知する。

(4) 災害対策本部の標識

本部を設置したときは、本部の標識を役場庁舎正面玄関に掲示するものとし、本部職員は腕章を着用し、車には車旗（資料編1-3）を掲げる。

※資料編1-3：災害対策本部標示板・標章及び標旗

(5) 町長の職務代理

災害発生時に町長との連絡が取れないような場合における災害対策本部設置等に関する町長の職務代理者の順位は次のとおりとする。

- ア 町長との連絡が取れないような場合の職務代理者は副町長とする。
- イ 副町長との連絡が取れないような場合の職務代理者は教育長とする。

ウ 教育長と連絡が取れない場合の職務代理者を公営企業管理者とする。

3 災害対策本部の運営

本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、防災会議と密接な連携のもとに災害予防及び災害応急対策等、対応策を次のとおり実施するものとする。

(1) 本部会議

ア 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び総括部総務第1班長で構成し、本部長が必要と認めた場合に開催し、災害対策の基本的事項及び本部の職務遂行上の重要な事項を協議するものとする。

イ 本部会議は、本部長が招集するものとする。

ウ 本部長は、災害の規模及び態様により、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができるものとする。

エ 本部会議において協議する事項は、次のとおりとする。

(ア) 災害情報、被災状況の分析及びそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

(イ) 関係機関に対する要請及び指示に関すること。

(ウ) 他市町村に対する応援に関すること。

(エ) その他災害対策に関する重要事項に関すること。

(2) 本部連絡員

本部連絡員は、各班長をもって充て、本部との情報連絡及びその調整を図るものとする。

(3) 本部の庶務

本部の庶務は、総務部危機対策課において処理する。

(4) 本部情報連絡室

ア 本部長は、必要に応じて情報連絡室を置くことができる。

イ 本部情報連絡室は、災害に関する情報等の収集及び受理、災害対策に掛かる指令の伝達等の事務にあたる。

ウ 本部情報連絡室の構成は次のとおりとする。

(ア) 室長 総括部長（総務部長）

(イ) 副室長 総括部総務第3班長（総務部危機対策課長）

(ウ) 専従職員 総括部総務第3班（総務部危機対策課職員）

(5) その他

その他本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める

4 災害対策本部の所掌事務

本部の各対策部及び各班の所掌事務は、資料編1－4のとおりとする。

※資料編1－4：音更町災害対策本部業務分担

5 警戒体制及び非常配備体制

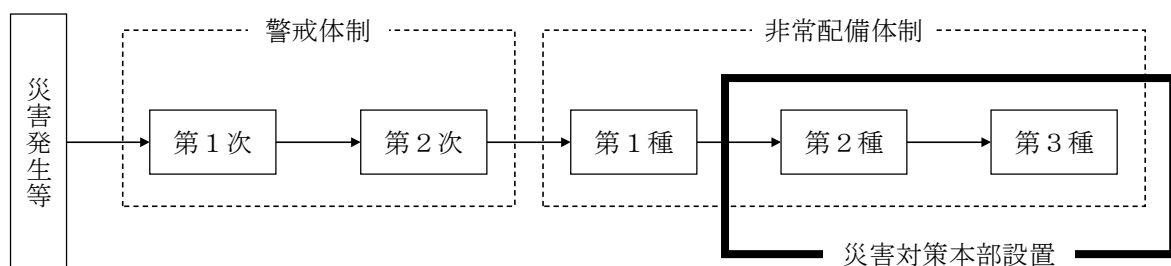
本町において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に予防対策、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、警戒体制又は非常配備体制を指令する。

(1) 体制の区分

体制の区分は、次のとおりとする。また、配備基準、配備体制及び活動内容は、資料編1-5のとおりである。

※資料編1-5：音更町災害時に係る警戒体制及び非常配備体制

【体制の区分】



(2) 職員の動員計画

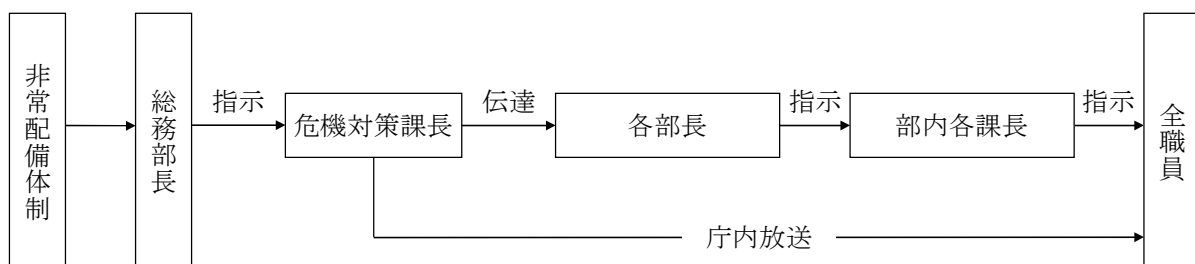
災害が発生し、又は発生が予想される場合に、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための職員の動員計画である。

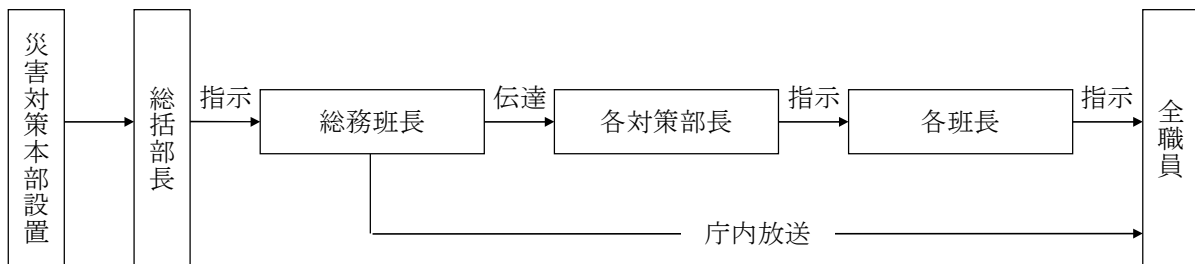
ア 動員の配備、伝達系統及び伝達方法

(ア) 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

- a 非常配備体制が指令された場合又は本部を設置した場合は、危機対策課長は、町長（本部長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに、庁内放送などにより職員に通知する。
- b 各部長は、直ちに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

【非常配備等伝達系統】





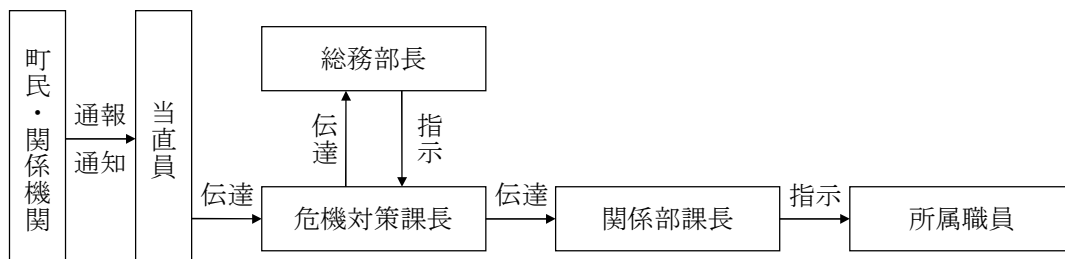
(イ) 閉庁又は退庁後の伝達系統及び伝達方法

a 当直員等による非常伝達

当直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、危機対策課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に通知するものとする。

- (a) 気象警報、水防警報等災害関係の情報等が関係機関から通知されたとき。
- (b) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (c) 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき。

【当直員等による伝達系統】



b 職員への指示伝達体制の確保

各部長及び各課長は、所属職員の住所、連絡方法を事前に把握しておき、通報を受理後、直ちに関係職員の登庁、出動の指示伝達ができるよう措置しておくものとする。

イ 職員の非常登庁

(ア) 職員は勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、若しくは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

(イ) 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合においては、各所属長又は各班長は、必要に応じ、総務部長に参集状況を報告するものとする。

第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足が生じた場合は、町長は、各住民組織等に対し、次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

各住民組織等に対し協力を要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害現場における応急手当と患者の搬出
- (2) 避難所内での手伝い及び被災者の世話
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救援活動に必要で町長が協力を求めた事項

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象及び水象等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

1 気象業務組織

(1) 予報区と担当官署

町が該当する気象に係る予報区等は、次のとおりである。

区分	概要
府県予報区名（担当気象官署）	十勝地方（帯広測候所）
区域	十勝総合振興局管内
一次細分区域名（※1）	十勝地方
市町村等をまとめた地域（※2）	十勝中部
二次細分区域名（※3）	音更町

※1 一時細分区域は、府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により、府県予報区を分割して設定している。

※2 市町村等をまとめた地域は、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

※3 二次細分区域は、特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とする（一部例外あり）。

(2) 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は、府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は、札幌管区気象台が担当する。

町に係る気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担当官署	予報警報等の種類	回数
札幌管区气象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方季節予報 早期天候情報 1 か月予報 3 か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随時
札幌管区气象台、 帯広測候所 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11時、17時) 随時 随時

2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

ア 種類及び発表基準

種類及び発表基準は、資料編3-3のとおりである。

※資料編3-3：気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

イ 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報					
				洪水に関する情報		内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報(下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報	
5相当	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発せられるものではない)	水位情報が ある場合 (下段：国管理河川の 洪水の危険度分布)	水位情報が ない場合 (下段：治水事業の 危険度分布)				大雨特別警報 (浸水警報) ^{※2} 危険度分布：黒 (災害切迫)
～<警戒レベル4までに必ず避難!>～									
4相当	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相続)		危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫 危険情報 (水位想定下水道 において発せられる情報)	土砂災害警戒情報 (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3相当	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	危険度分布：赤 (避難判断水位超過相続)		危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報(土砂災害) (警戒)	高潮警報に切り替える 可能性に言及する 高潮注意報
2相当	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	危険度分布：黄 (雨量決壊水位超過)		危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1相当	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報						

※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

町は、警戒レベル相当情報のほか、暴風や日没の時刻、堤防や臨時等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し、関係機関からプッシュ型で提供される情報)
下段細字：常時、地図上での色表示などにより、状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)
(避難情報に関するガイドライン(内閣府)より)

伝達は、気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図(資料編3-4)により、伝達先に対して行う。この伝達は、府県予報区担当官署及び分担気象官署が実施する。北海道内において発表された全ての警報が伝達される。気象官署の法定伝達機関は、消防庁、北海道、NTT東日本・西日本、NHK放送局である。

なお、気象業務法第15条の2に規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない(法定義務)。

※ 周知の措置：スピーカーによる放送、広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

※資料編3-4：気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図

(2) キキクル等

キキクル等の種類と概要は、資料編3-5のとおりである。

※資料編3-5：キキクル等の種類と概要

(3) 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により、代行する。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

伝達は、資料編3-4の系統によって行う。

※資料編3-4：気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、資料編3-6の系統によって行う。

※資料編3-6：土砂災害警戒情報の伝達系統図

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と気象庁が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。

ア 種類及び発表基準

種類及び発表基準は、資料編3-7のとおりであり、伝達系統は資料編3-8のとおりである。

※資料編3-7：指定河川洪水予報の種類、発表基準

※資料編3-8：指定河川洪水予報の伝達系統

(6) 水位情報の通知及び周知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、資料編3-9の系統によって行う。

※資料編3-9：水位到達情報の伝達系統図

(7) 水防警報（水防法第16条）

水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が指定した河川についての水防警報は、北海道開発局が発表する。また、知事が指定した河川についての水防警報は、北海道が発表する。伝達は、資料編3-10の系統によって行う。

※資料編3-10：水防警報（水防法第16条）の伝達系統図

(8) 火災通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

帯広測候所が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区气象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(9) 気象情報等

ア 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

イ 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報

ウ 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

エ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発令中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分

析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

オ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト) <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

3 異常現象を発見した者の措置等

(1) 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は帯広警察署(音更交番)に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

(2) 警察官等の通報(基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(3) 町長の通報(基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた町長は、その旨を帯広測候所に通報しなければならない。